

第4回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 2月 24日（火） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時07分
開会場所 教育委員会室

出席者

| | |
|----|-------|
| 委員 | 別府明雄 |
| 委員 | 高野佐紀子 |
| 委員 | 松澤智昭 |
| 委員 | 橋本正彦 |

出席事務局職員

| | | | |
|------------|------|--------------|------|
| 事務局次長 | 寺西幸雄 | 庶務課長 | 小林 緑 |
| 学務課長 | 榎木恭子 | 生涯学習課長 | 中島 実 |
| 指導室長 | 矢部 崇 | 新しい学校づくり担当課長 | 新部 明 |
| 学校地域連携担当課長 | 木内俊直 | 学校配置調整担当課長 | 水野博史 |
| 中央図書館長 | 代田 治 | | |

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第4回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、榎木学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、新部新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、水野学校配置調整担当課長、代田中央図書館長の、以上9名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は4名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第7号 区立幼稚園長の任命について

(指導室)

委員長 日程第一 議案第7号「区立幼稚園長の任命について」は、人事案件のため、非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのように処理します。

○報告事項

1. 平成26年度 学校整備週間実施結果について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成26年度学校整備週間実施結果について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 それでは、「庶一1」の資料でございます。

学校整備週間、各学校における学校整備の実施ということで、記載のとおり、全小中学校、幼稚園で行いました。

その実施結果の確認を、視察日程に書いてあるとおり、平成27年1月14日から26日までの記載の日程で、教育委員の皆様のご協力とご参加をいただきまして実施いたしました。ご協力、ありがとうございました。

視察の結果ですが、昨年度の指摘箇所については、全て対応済みであったということが確認されました。

それと、老朽化などで施設改善の必要な要求等が多くありましたが、主な指摘事項を下の方にまとめてございます。

まず、情報セキュリティー関係で、読み上げます。

ファイルサーバがワイヤー固定等のセキュリティー対策がなされていない学校がある。

パソコンを机の上に置いたまま退校している。職員室は施錠されているということでございます。

それと、学校情報セキュリティー手順書がすぐ確認できる状況になっていない。この3点が挙げられました。

次に、環境マネジメントシステム（化学物質の管理）関係でございます。

1つ目が、「化学物質等在庫確認簿」による在庫管理が適切に行われていない。裏面でございます。2ページ目です。

2つ目に、「化学物質等使用簿」による薬品使用管理が適切に行われていない。

3点目に、「連絡体制・緊急時連絡網」の作成及び掲示がなされていない。

4点目に、「化学物質管理・取扱いに関する自己点検表」による点検が行われていない。

化学物質等の転倒防止がなされていない。

この5点が挙げられてございます。

それと、その他安全対策としては、テレビの固定、清掃用具入れの転倒防止、書庫等の転倒防止策が講じられていないといったところでございます。

図工室、家庭科室、木工室等及び準備室の施錠管理が徹底されていない。

この2点が挙げられておまして、いずれの部分につきましても、口頭で、その場で指導してございます。

指摘事項の改善ですが、各学校全てに改善対応状況を把握していくということで、こちらの教育委員会の方から指摘をさせていただいて、一定の対応がなされた時点で、もう一度、こちらの教育委員会の方に報告させていただくという方法をとりたいというように考えてございます。

報告については、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私たちも一緒に学校の方を訪問させていただきまして、校長先生とお話をさせていただいて、施設を拝見することができて、大変参考になりました。

こういう、定期的に事務局と学校側とが話しする機会があることはとてもいいと思います。

あと、時期の問題について、ちらっとお話を聞いたような気がするのですが、来年度以降のこの整備週間の実施時期というのは。

庶務課長 予算措置が必要なものもありますので、1月になってしまいますと補正予算の整理が済んだ後にやるということで、対応がかなり困難なものも出てまいりますので、もう少し早い、例えば1学期の末あたりとか、そういった時期を見計らって、予算措置が可能な時期を選んでみたいなというように考えてございます。

高野委員 分かりました。

庶務課長 実施時期なのですけれども、校長会で、一度、そういった意味も含めてお話をしたことがあるのですけれども、ちょっと校長会の方が難しいというようなお話もあったので、もう一度、校長会の方と協議してみたいと思っています。

委員長 この結果だけ拝見してしまうと、指摘事項が各学校でみんな悪いのかなという。例えば、ファイルサーバがワイヤー固定等のセキュリティー対策がなされていないというのは、多分、何校かだけ、ほんの少しです。

ほかのも、みんな指摘があるのは、70何校中のほんの幾つかではないかと思うので、何校というのを入れてもらった方が。何となく、これですと、ほとんどの学校がみんな悪いようなイメージを与えかねないかなという気がいたしました。

それと、あと、私どもの方は、学校内を回るのではなくて、校長先生方からお話を伺ったわけなのですけれども、一応、細かくはメモでつくってありますけれども、まとめて感想として発表させていただきますと、施設に関しては、色んな学校で言われましたのが、大規模改修はちゃんと計画どおり順番が決まりますけれども、中規模の改修についても、大体、何年待ったら回ってくるのかという計画があると非常に先が読みやすいなというご意見の校長先生がいらっしゃいました。

あと、全体的に、空き教室とか、準備室、倉庫等が不足しているので、拡充してほしいという要望はありましたけれども、現実にはなかなか難しいとは思います。

あと、ピアノを固定しろということで、丸い台に乗せるという、あれは結構大変な作業なので、ピアノを移動するたびにそこに乗せて固定しろというのは非常に難しい。だから、ワイヤーではまずいのですけれども、どこかで縛っておくような形でとめるとか、とめ方を考えていただけるといいかと思います。

それと、あと、学校訪問等で行ったときにも気がつくのですけれども、キャスターつきの網の作品棚というのがどこの学校にもたくさんありまして、結構、廊下に置いている学校があつて、これはキャスターつきなので、地震があると、多分、すぐ動いて避難路を遮断してしまうようなことにもなりかねないので、これは、固定といっても、そんなにねじでとめる固定ではなくて、ひもで引っ掛けてとめておくだけでも十分だと思いますので、その辺はやった方がいいのではないかなと思いました。

それから、先生に関しましては、年齢構成が非常に適正でない学校もあつて、これはなかなかやむを得ないことでありますけれども、できるだけ年齢バランスがとれるといいかなというようには思いました。

各学校とも、授業研究を熱心に進めていきたいという学校が多かったのは非常に結構なことだと思います。

あと、児童に関しましては、通常学級内における支援を要する児童が非常に増

えているということで、その辺の対応もしていかなければいけないのではないかと思いますのと、あと、外国人のお子様が増えている、日本語学級が今パンク状態というような現状を聞いております。

あと、保護者に関しましては、家庭環境に色々と課題があるご家庭が増えてきているということと、外国人のご家庭の教育方針というのが日本の方とは考え方が違うので、色々、難しいのかなと思いました。

あと、地域に関しましては、色々協力している地域とそうでない地域とあるように校長先生はおっしゃっておりますけれども、校長先生の手腕というか、地域に対する考え方にも、多少、色々なものがあるのではないかなというように感じました。

あと、地域の協力を得るためには、PTAなり、保護者の方が積極的に学校に協力している姿勢がないと、なかなか地域は協力してくれないんだなというようなものを思いました。

以上です。

松澤委員 私も、委員長と同じ意見が幾つかありまして、たくさんの校長先生とお話しさせていただいて、非常に勉強させていただいてすごくよかったと思うのですが、やはり全ての学校において一律に問題が出たのが、先ほど言っておりました普通学級での支援を要する子供さんについてのお話を聞いておまして、やはりその辺の対応が、人を増やすということでもいいのか、それとも、先生のスキルを上げていくのかというようなことで悩まれている校長先生が非常に多かったというのが印象的でした。

あと、先ほどの高野委員が言っていた時期についてなんですけれども、私が聞いていた感じでは、校長先生が新しく変わった学校さんが結構いらっしやいまして、その新しく変わってやっとなら3学期になって学校の状況が見えてきて、地域とのかかわりも見えてきてということが割と多かったので、やはり校長先生が変わってすぐ、例えばですけども、整備週間が1学期にあったとした場合、その状況が把握できないという状況もあるのではないかと少し感じました。

あと、先ほどの色々な指摘についてなんですけれども、自分が印象に残っているのは、図工室ですとか、木工のそういった技術の先生の準備室の、きれいな方とそうでない方の差がすごくございまして、その辺がやはりその先生の嗜好のかなというのはいちよとあるのですけれども、そういった点と。

あと、もう1点。やはりファイルサーバーなどのデジタル的なもののセキュリティー管理についての指摘が幾つか見受けられたので、その辺はやはり紙などに対してだったり、鍵とかの管理はすごくされているんですが、どうしてもやっぱりこのデジタルの重要性というのがまだ伝わっていないのではないかなということ少し感じました。

以上です。

高野委員 校長先生とお話しした内容は委員長や松澤委員と同じように、やはり普通学級

内での支援が必要なお子さんが増えているというお話と、それから、あと、外国人のお子さんが日本語がしゃべれなくて大変苦勞しているというお話を複数の学校で聞きましたので、そういうところの対応が必要だな、今のままではちょっと足りないのかなという印象を受けました。

あとは、大体、皆さん、学校内で、清掃ですとか、そういう部分では、受託会社がしっかりやってくださっているという印象でした。

委員 長 そういったことでございます。

庶務課長 1点というか、学校ごとの指摘というか、そこら辺のところ、一律でここには書いてしまっているのですけれども、おのおのがこれは違います。

今現在、整理中、書式などを整理した上で、教育委員の皆様のコメントもあわせて載せていますので、そちらをまず見ていただいて、それを修正していただくという作業を経まして、新年度になってしまうかもしれないのですけれども、その時点でお示しさせていただいて、各学校でこういう課題があったという形で整理させていただく。

その後、今年度と同様に、こういう対応をしましたという形でお示しさせていただく、そんなような形を考えております。

委員 長 昨年度の問題点も全部解決していたということで、整備週間で視察をしている効果があったということで、結構ではないかと思えます。

○報告事項

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う例規整備について

(庶-2・庶務課)

委員 長 では、報告2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う例規整備について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 「庶-2」の資料でございます。本日、前回の2月12日の教育委員会でもお配りさせていただいたこの横書きの条例規則の修正箇所、どの辺を修正するかということでお示しさせていただきましたけれども、今回、今日お示しする資料のNo. 6の東京都板橋区教育委員会教育長の職務を代理する事務職員を指定する規則、この部分を新たに挿入させていただいています。

ページでは、14ページ。右側、この紙の右の端のところ載っているのが私が申し上げている14ページでございます。

こちらが地教行法の改正がございまして、この指定する職というものが廃止されまして、地教行法の第14条にこういう規定が新たに設けられています。

読み上げます。

教育長に事故があり、または教育長が欠けた場合の前項の規定の適用について

は、前条2項の規定により、教育長の職務を行う者は教育長とみなすというものがあつて、教育長があらかじめ欠けた場合に、教育委員の中から1人、代理する方を指定するという形になっています。

今後は、その教育委員の方が実務の指揮命令をするということになるということがあつて、そういうことを地教行法の方で想定するので、今回、次長の職にある者、庶務課長の職にある者と、そういったものの規定は必要ないということで、まるまる削ってしまうということです。

ここで話ししていいのかどうかあれですけども、非常勤の教育委員の方に教育長の代理をどのように務めてもらえばいいのか、実務的にそぐわないのではないのか、こういう問答集があるのですけれども、その中で、具体的な事務執行と職務代理者が自ら事務局を指揮して監督する事務を行うことが困難である場合。その場合には、改正する点、今回の改正、25条の4項に基づいて、その職務を代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能であるというような項があつて、法律の中では委任も可という形になっております。

この規則はなくなるんですけども、代理する教育委員の方が委任する行為でその事務の執行ができるような体制は整えられるという内容でございます。

ちょっと分かりづらいかもしれないですけども、そういう内容でございます、ほかの部分につきましては、これまでも委員長関連、教育長関連の修正、もしくは条ずれということで、それに対する規則改正ということでご報告しているとおりでございます。

次回、この関係について、議案として提出させていただくということを考えてございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 これを見せていただいた中で、事務局の組織に関して、課とか係の名前が変わったりなどする中で、お仕事が違うところに移ったりとかというのがありますので、その中で、教育支援センターに移るものについてはここには載ってきていないんですよ。

だから、例えば指導室で従来やっていた、例えば10ページの指導室の係の分掌事務などというところの終わりの方の学習支援係にやっていた教育相談に関することとか、フレンドセンターの管理運営に関することとか、そのあたりは、今度は別に教育支援センター事務規則ができるのでしょうか。

庶務課長 分かりました。教育支援センターは、独立した施設としての設置条例、前回お話しした、設置条例に基づく施設という形になります。

現在、そこら辺の事務規則に関しては整理中でありまして、これについても、次回、提出させていただくという形になると思います。

高野委員 はい、分かりました。

委員長 今回のこの制度の改正の元々が、滋賀県の事件に端を発しているというように一応聞いておりました、ちょっと板橋区だけで考えるというのはなかなか想像できなかつたんですけれども、考えてみますと、非常に、非常にというか、よその滋賀県がそうだったかどうか分かりませんが、行政出身の教育長で、もし教育委員長さんがベテランの元校長先生だったりすると、なかなか突発的な事故に対してどういうふうに処置したらいいかというのが決まりにくいだろうなというのは推測できまして、今回、教育長が全ての責任者であるというように明確に規定すること自体は非常に結構なことではないかと思っております。

ただ、そうしたら、教育長は教育委員ではないとしたことによって、色々、ちぐはぐといっちは言い過ぎかもしれないんですけれども、問題はあるのではないかなと思っております、今回、この資料をいただきまして、その前の方の地方教育行政の組織及び運営に関する法律そのものを我々は知らなかったもので、これだけ見るとすごく唐突に感じてしまうというのがあって、一応、ネットで調べました。

ただ、改正する前の方のしか見ていないので、若干、どういうふうにもとが改正されているかは分かりませんが、これだけの、今日いただいた資料だけで見ると、教育委員会という範囲は、一般的に考えれば教育委員で構成する会議だと思えるのですが、そこに突如として教育委員でない教育長が入ってくるということで、そうすると、教育長と教育委員との協議会みたいな形か、あるいは教育長が行政の全ての事務局のトップであることから見れば、教育委員は教育長の諮問機関みたいな形になるのかなというイメージを受けてしまう部分もあるのかなということで、少なくとも、ここの今日いただいた資料だけでいうと、教育委員会の構成がどうなっているのかとか目的の職務というのがよく分からない。

その部分は、そのもととなっている方の地教行法の方を見ると分かるんですけれども、それでも一般的な会議でいけば、委員がその中の代表を選出するというのが一般的な会議だと思えるのですが、ここの新しい教育委員会は、最初から教育長が全てを招集すると決まっているというので、いいのかなというのが若干気になるところであります。

教育長は事務局のトップでありますから、そのトップが、今度はまた教育委員会でもトップであるということは、そこで審議する必要はもうないのではないかなという。だから、教育委員は諮問機関にすぎないのかということになってしまうのかなと感じました。

あと、先ほどお話がありました教育長の代理が教育委員で、実際には事務方に委任するというのも、何かおかしいかなという。

それなら、ストレートに、教育長の代理は、当然、次長とかというのが筋ではないかなという感じがいたしましたけれども、国が定めた法律に基づいての改正なので、そうかなというふうには思っておりますけれども、色々、課題はあるかなと思います。

庶務課長　　すごく難しいんですけども、法律で、こういう形で、地教行法の13条に、教育長は教育委員会の会務を総理しという形で規定がされておりまして、教育委員会そのもの、それと「総理し」というこの意味はどういうことかというのは、事務全般の指揮命令であるということ、前のところでは、別途、教育長の職務という形で、その指揮監督のもとに教育委員会の権限に関する事務をつかさどるという項もあったんですけども、それを全部取っ払ってしまって、今申し上げた「教育委員会の会務を総理する」という言葉の1つで書かれているのです、そのような形で。

私どもの方も、文科省、都の教育長の方に、新教育長が招集して、議案を出して、審議してもらって、それを議事進行するのはいかなものかということで、その議事進行については、ほかの人に代理というのですか、そこら辺はできないのかというような問い合わせもしておりましたけれども、それはできないというような回答なのです。

ですから、我々としても、ちょっとこれまでの民主的などという言い方をすると行き過ぎなのかもしれないんですけども、そこら辺のところから外れてくるような気はしております。ちょっと言い過ぎですかね。

そのほかについても、色々と問題は抱えている。先ほどの指揮命令の関係で、委任の関係もありますし、そこら辺についての考え方もおかしいというようには思っているんですけども、法がそういうような形で、解釈もそういう形が出てきてしまっているのです、我々とする、いかんともしがたいのかなということで、悩みはあります。

高野委員　　板橋の場合は、まだ教育長の任期がある間は現状と変わらないということなので、私も、今後、どうなるのかなというのは、もうひとつ先がよく分からないみたいなどころがありますので、また、こういうことについて改めて勉強する機会などを設けていただければ、自分自身も、新しい組織になったときでも、教育委員に求められる役割というのがなお明確になるように勉強していきたいと思っておりますので、また、情報とか、そういう機会をぜひ設けていただきたいと思っております。

庶務課長　　分かりました。大変失礼いたしました。以前、改正条文の案の段階で、若干、資料を、新旧対照表も含めて配らせていただいたんじゃないかと。

ここら辺の抜粋ですよ。もう一回、資料も含めて配らせていただいて、一緒に学んでいきたいと思っております。

教育長　　ちょっと委員の皆さんに、今後、まさに私どもも同じような疑問を持ってはいるんですけども、1つは、教育委員会が教育行政の執行機関だということについては変わらないということで、従来からの権能は保証されているんだということの説明はありますので、それと教育委員会は合議制の執行機関ということなんです。

から、教育長が教育委員会を統領するということであっても、そこは教育委員会の運営に当たっては、恣意的な運営をしないということで、あくまでも合議制ですので、賛成をもってその案件が決定されるということですから、場合によっては、教育長が提案した議案について教育委員の皆さんに議論していただいて、結果的にその提案が否決されるということも当然あり得るということだと思っております。今も同じなんですけれども。

そういう意味で、より、教育長に今後求められるのは、恣意的な会議の運営をしないということで、あくまでも会議を統理するという上での公正中立な立場で会議を運営していかなければならないというのは、より強く求められるかなと思っております。

それから、もう1つは、教育長は、今でもそうなんですけれども、結果的に事務執行の部分での責任者ということになりますので、そういう意味で、現在もそうですし、今後も、教育長については常勤の特別職というような位置づけがありまして、そういう中で、当然、日常業務が事務執行で出てまいりますので、そのときに、教育長の職務代理人について、会議の職務代理をするだけではなくて、通常の事務執行の職務代理もするという点については、教育委員さんは教育長の職務代理であっても、その部分は非常勤の特別職になりますので、その点でのそごというのは当然あるんだろうというように思っているんですね。

そこが、法律上はどうも明確になっていないという部分もありますので、現実的にそこをどう他の事務職員に委任できるかというところを、具体的に、今後、規定として設けていくのかどうかも含めて、ちょっと私どもも事務局内部で検討させていただいて、そのことについて、また、教育委員会の方にご相談というか、お諮りさせていただいて、現実的、かつ実施的な教育行政の執行委員部分での運営ができるような体制を整えていく必要があるだろうというように思っておりますので、また、その点については別途ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 新しい制度なので、色々、課題はあるかと思っておりますので、おいおい、多分、整備されていくのではないかと期待しております。

結局、板橋区だけの問題ではなくて、ほかの都道府県とか細かい市町村は別として、少なくとも23区は同じような条件だと思いますので、その辺とも、色々、協議していただければよろしいのではないかと思います。

○報告事項

3. 板橋区立教育科学館のあり方検討会報告について

(生－1・生涯学習課)

委員長 それでは、報告3「板橋区立教育科学館のあり方検討会報告について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、板橋区立教育科学館のあり方検討会報告についてでございます。

「生－1」をご覧ください。

昨年3月から、6回にわたって庁内検討会を行ってまいりまして、板橋区立教育科学館のあり方検討報告書としてまとめましたので、報告するものでございます。

本日は、概要版にて報告をさせていただきます。

概要版をご覧ください。

まず、「はじめに」のところに、検討した理由について書いてございます。

「いたばし未来創造プラン」（経営革新編）において、教育科学館は、中長期的な財政負担軽減の観点から施設のあり方を検討するとされたこと、そして、「いたばし学び支援プラン第3期」では、重点事業として「科学教育の充実」を教育科学館を拠点施設として進めていくとしていることにより、全庁的に検討会を組織し、あり方検討をしたものでございます。

施設の概要でございますが、教育科学館の開設は昭和63年9月で、現在、26年が経過しております。

設置目的は、科学に関する知識の普及・啓発を推進し、学校教育及び生涯学習の一層の充実振興を図ることにあります。

科学館の経緯につきましては、まず、建設構想の中では、科学児童館機能というものと教育文化センターの2つの機能を持って建設されまして、その後、平成16年の経営刷新計画において見直され、指定管理者制度導入を行い、所管が生涯学習課となり、現在に至っているところでございます。

この検討会では、利用実績や主になるプラネタリウムの観覧者数及び所要経費の推移を分析し、事業、施設の役割について、開設当初と現在の状況との比較などについても行ってまいりました。

2ページ目です。

IV、検証・評価の方に移ります。

理念及び施設機能につきましては、今ほどお話をしましたが、開設当初の理念にある、子供に科学の夢を与え、学校教育の活性化を目指したことから、平成16年度の見直しでは、指定管理者制度の導入及び生涯学習の充実振興が加わったところでございまして、近年では、休日を中心に、家族連れによる来館者が増加傾向にございまして、誰もが気軽に科学を楽しめる施設として定着してきているところでございます。

また、利用状況でございますが、指定管理者制度導入以降、利用者は増加傾向にありまして、平成25年度は、年間20万人を突破しているところでございます。

経営コストでは、直営時代に比べ、経費削減がされ、利用人数で見た場合、効率的、効果的な運営が行われてきたということができるとおもいます。

この点につきましては、報告書本体の方の4ページに、他の区施設との比較も加えて、詳しく記載しているところでございます。

ちょっとそここのところについては、今、省きます。

VIIの現在の課題でございますが、1点目、役割・機能の見直しとして、教育支

援センターが次年度開設されることによる一定の見直しが必要であるということ、時代に合った生涯学習の充実振興が求められているということでございます。

2点目、物的・人的資源の活用では、充実した施設や科学指導員の活用において、とりわけ教職員向けには不十分であるという実態が明らかになっております。

3点目に、地下の科学展示物が老朽化していること。

4点目に、中学の移動教室が廃止されたこともありまして、中高生年代の利用機会が減っているということでございます。

そして、5点目に、プラネタリウムの更新時期が既に超過しているところでございまして、早急な対応が必要であるということ。

また、6点目には、建物・設備の老朽化への対応を検討する時期に、現在、来ているということでございます。

7点目は、個々の施設機能の見直し及び貸出施設の利用率として、利用率の非常に低い、例えば教材制作室とかパソコン室の機能の見直し、さらには、それも含めた貸出施設の有効活用について検討が必要だということでございます。

これらの課題検証結果を踏まえまして、Ⅷの新たな科学館のあり方というところで、施設としての役割・位置づけの明確化及び中長期的な財政負担軽減について検討を進めてまいりました。

結果として、Ⅷの新たな教育科学館のあり方として記載しております。

まず、教育科学館は、「理科・科学の好きな児童・生徒を育てる拠点施設」として板橋区にとっては必要であり、さらなる充実を図るべきであるということでございます。

具体的には、移動教室の継続・拡充、中学生年代の利用機会を増やすこと、教員向けの理科実験研修を充実させること、また、科学展示室の充実を挙げております。

次に、子供から大人まで生涯にわたり科学を学べる施設として発展させることでございます。

そのためには、施設の大規模改修を実施し、施設の存続を図ることを提言しております。

それとともに、プラネタリウムのリニューアル、「光学の板橋」としてのブランド発信事業を実施すること、また、施設の有効活用を実現することでございます。

今、お話ししたことが教育科学館のあり方イメージのポンチ絵にまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

施設を取り巻く状況は26年間の間に変化しており、その変化に合わせた役割機能の見直しが必要であるということ、その結果、中長期的な財政負担軽減の観点のみで廃止するのではなく、新たな科学館としてリニューアルし、理科・科学の好きな児童生徒を育てる拠点施設プラス子供から大人までの生涯にわたり科学を学べる施設として際立たせることにより、板橋から未来の科学者の誕生とたくさんの区民に親しまれる板橋の誇るランドマークにしていくということ、まとめさせていただいたところでございます。

科学展示、移動教室、理科教員研修、中学生対策と、プラネタリウムのリニューアルにより科学教育の充実を目指すこと、そして、建物を改修し、施設の延命を図ることと、プラネタリウムのリニューアルにより多様な事業展開と多世代の利用増加を果たすとともに、光学の板橋ブランドの発信、そして施設の有効活用による収入増を図り、財政負担の軽減を図っていきたいというようにしているところでございます。

今、ご説明したことが、概要版の4ページ、IXのところにもまとめて記載しております。

最後に、概要版4ページの下に記載しております今後のスケジュールでございますが、申し訳ございませんが、この部分をちょっと修正させていただいたものを、本日、机上に配付しているところでございます。

今後のスケジュール案としまして、本年6月の区議会の方で報告し、次年度の区の実施計画に位置づけられ、設計、改修工事と進めていく予定でございます。

なお、本日の教育科学館のあり方検討報告につきましては、今回は教育委員会での報告ということでお願いするものでありまして、区民への説明等につきましては、他の公共施設等の整備計画とタイミングを合わせて、オープンにしていくということで進めてまいることになりますので、取り扱いにはご注意をいただければと思います。

以上、長くなりましたが、報告は以上になります。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 具体的な取り組みのところで、中学生年代の利用機会を増加させるという点、私もこれはぜひ必要ではないかと思いました。

板橋の自由研究作品展を拝見していても、応募が、小学生が、平成26年度に67点あったのに対して、中学生は8点だけだったということで、やはり自分も審査員として参加させていただいて、中学生の応募が少なかったということも1つありますし、内容的にも、小学生の低学年の子たちがすごく自由な発想でやっているものに比べて、中学生はもうちょっと頑張っほしいなという印象を私自身も持ちました。

ですから、やはりこれから中学生以上の年代の子たちにも教育科学館を利用させていただいて、もっと理科とか科学に興味を持てるような働きかけをしていってほしいなと思いました。

また、そのときに、自由研究の審査員の中に光学関係の板橋の企業の方が何名か入って大変熱心に審査の方をしていただいていたのですけれども、光学の板橋というところで、ブランドイメージの発信というのがあるんですけれども、それ以外にも、こういった企業の方にも、ぜひ、科学館事業に参画させていただいて、また、違った面からの色々なアドバイスとかをいただけるとよろしいのではないかなと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。その辺につきましては、本編の方の15ページで、中学生年代の利用機会の増加というところで触れさせていただいておるところでございます。

平成16年度をもって、区立中学校の全校の移動教室が廃止されて以降、ちょっと中学生が科学館を利用して学習をするという機会が失われた部分がございます。検討会の中では、特に近隣に4校中学校がございます、その中の1校、上板橋第一中学校は、今、移動教室をやっているんですけども、ほかのところにも働きかけて、まず、そこから始めていったらいかかという話。

もう1つは、各学校の科学系の部活動、あるいは科学好きの中学生に、個々のレベルに応じた形の対応をしていくことで、そういうふうな科学館との接点を持っていただくという中で、ぜひ、板橋自由研究作品展への応募の方も増やしていきたいというようなことで書いてございます。

企業の参画の方につきましては、現在、区長が進めております「光学の板橋」、こちらと産業経済部の方と連携して事業を次年度やっていくというような予定もできておりますので、区内の企業さんの方に、ぜひ、色々な助言をいただきながら、連携した事業も進めてまいりたいと思っております。

高野委員 中央図書館の関係というのは、この時期がどうなのかなと思って。もし、中央図書館の移転が平和公園になるとすれば、また、そこで教育科学館と中央図書館とがすぐそばにあるということで、両方にとってとてもいい環境が整うのではないかなと思ひまして、その辺については、時期的なずれがきっとあるんだと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

生涯学習課長 検討会の中では、地区の施設が非常に老朽化しているので、そこに子供科学ライブラリーみたいなものを入れたらいかかということも論議はされたところがございます。

ただ、それは、その後、中央図書館のあり方の検討の中で、この中ではなくて、お隣の平和公園というような形で、今、進んでおまして、そういう意味でいうと、非常にすぐ近くの隣接したところにそういう施設ができるということは、非常に連携しやすいなと思っております。

また、教育科学館につきましても、星を見る会等で平和公園を使っておりますので、様々な形で動線もうまくいくのではないかと、今、期待しているところではございます。

中央図書館長 図書館の改築の方なのですが、具体的には、近隣住民の理解を得て、平成28年度からの実施を計画していますが、平成30年度から31年度ぐらいを早ければ目指したいというように、今、考えているところがございます。

次長 それで、図書館の方がもし平和公園ということが本決まりになりましたら、今、両課長から言ったことを含めて、今、調べる学習コンクールですとか、初めての

ものとかに取り組んでいるので、そういうものがどういうふうに行けるのか、あとは、それぞれの施設の相互利用とか、回遊性を持たせた、平和公園を使った、何かそういうものも取り組んでいけないかということは、当然、検討していかねばなりませんし、科学館の方も指定管理ですし、図書館の方も委託ということでやっておりますので、その事業者がそれぞれノウハウを持っていると思いますので、そういったものを活用しながら、ほかにはない、中央図書館としては極めて価値の高い、ほかの自治体にはない、ポテンシャルの高いものになると思いますので、そこはぜひ活用していきたいと思っておりますし、そこが1つ目玉になってくると思っておりますので、ぜひ、検討させていただければと思います。

松澤委員 今、お話を聞いていて1つだけちょっと感じたのは、熱帯植物園の方ですか、エコポリスセンターに比べて、来客数が多いということは有利だと思いますので、その辺にプラスされて、どういう形で目玉をつくるかということだけだと思うので、こちらの改築、改修、その辺のタイミングと、先ほど言っていたプラネタリウムのことを考えますと、やはりプラネタリウムというものが、多分、人を呼べるもので、かなり魅力的なものになるのではないかと思いますので、時代も、多分、宇宙時代というか、子供たちも宇宙に興味を持っている方が多いので、そういった形で、プラネタリウムならプラネタリウムに特化していくというか、そういった検討もしていただければいいかなと思います。

先ほど、図書館の方も、やはりほかの区にはないそういった目玉になるようなものでもあるので、それとセットで、板橋は図書館とそのプラネタリウムがあるよということで、色々なそういった広報にも役立てると思っておりますので、そういった検討もしていただければ、非常に相互関係になるのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

生涯学習課長 プラネタリウムにつきましては、今、都区内に18施設ありまして、そのうち10施設がリニューアルをしておるところでございます。

大体同じ時期にプラネタリウムができましたので、大体20年から30年のサイクルで更新していかなければいけないという部分で、今、26年、板橋区は経っておりますので、これを、今はやりのハイブリッド方式で、非常にすばらしい映像を見せていただくということは、区民にとっても非常に魅力的なことだと思いますし。

また、それは、プラネタリウムだけではなくて、様々な多機能の、例えばミニコンサートとか、そういうことにも使えるというような話を聞いてございますので、板橋区の本物のランドマークとして、ぜひ、リニューアルを果たしていきたいという気持ちが強いというところでございます。

委員長 大変よく検討していただいたと思いました。先日、和光市のお子さんの親に会う機会がありまして、結構、教育科学館に遊びに行っているんだという話を聞きまして、板橋区の学校は移動教室で行っているんですけども、和光市ですか、

朝霞とか、あの辺の学校にも、ぜひ、移動教室で来ていただけるような働きかけをしていったらいいのではないかなと思いました。

特に和光市あたりは、教育長も、市長も板橋区に非常に理解がありますので、来てくれるのではないかなという気もいたします。

生涯学習課長 今年度、近隣のところから、ちょっと行けないかという話が今来ておまして、ぜひ、そういうことも含めて、効率的な運営というようなことについて協議を始めているところでございますので、今、いただいたご意見を参考にしながら、ぜひ、そういうことができるように検討してまいりたいと思います。

委員長 ということで、よろしく願いいたします。

○報告事項

4. 図書館の特別整理期間に伴う休館

赤塚図書館 3/9（月）～3/14（土）6日間

（口頭・中央図書館）

委員長 次に、報告4「図書館の特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、図書館の特別整理期間に伴う休館です。

口頭で説明させていただきます。

次第に記載のとおり、赤塚図書館が、3月9日から3月14日の6日間、特別整理期間に伴う休館を実施いたします。

この赤塚図書館をもちまして、平成26年度の特別整理期間に伴う休館は完了いたします。

報告は以上です。

委員長 定期的な休館ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

（なし）

委員長 それでは、私の方で、今回は非常に時間がなかったので報告できなかったのですが、前回報告すべきことも含めて、まとめて報告させていただきます。

古くなりますけれども、1月20日に板橋第三中学校の研究発表会に行っていました。

研究発表の内容はいいのですが、若干気になりましたのが、体育館の放送設備がおかしい。おかしいというのは、多分、演台の司会者のマイクは正常なんですけれども、舞台上のマイクのエコーがひどかったのが、多分、ここの系統だけエコーがかかっているのではないかなという気がしました。

体育館の構造の問題かと思ったんですけれども、司会者のマイクはオーケーだったので、ちょっとその辺を調査していただけるとよろしいかと思います。

結構、講演者の話も聞きづらいくらいひどいエコーでした。

それから、1月31日に青少年の表彰式がありまして、客席の受賞者として大人の指導者も起立しておりましたけれども、指導者は受賞者の対象ではないと思いますので、これは余りうまくないかなと。

あくまでも受賞者が自主的に行動しているのが表彰されるべきで、指導者は助言だけにとどまるべきではないかなというように思いました。

それから、2月2日は中学校生徒会交流会で、校内の生徒に対する啓発活動というのは各校で非常に活発に行われて、いじめはだめだというのはほとんど生徒は十分承知していると思うのですけれども、中には、承知していながら、やっぱりいじめをしているんだという、積極的に「いじめ反対」と言っていながら、実は裏でいじめをやっているというお子さんがいるということを知りまして、言行不一致の生徒さんが問題なので、なぜ、そうなったかということをやはり調べていかなければいけないのではないかなと思いました。

それから、2月4日の教育会の発表会は、参加者が大変多く、よかったと思いますし、教科ごとに研究されているのは非常によろしいのではないかと思います。

校長会が縦の糸とすれば、教育会は横の糸みたいなものなので、これがうまく組み合わせると非常に立派なものになっていくと思っております。

それから、2月7日、青少年コンサート。参加団体がだんだん少なくなっているというお話で、これが時期的な問題なのか、音楽専科の先生の問題なのか、よく分かりませんが、以前はもっと活発に行われていたなという。

ただ、出演されている児童の皆さんは非常に熱心に元気よくやっておりました。

それから、2月10日に板橋第一小学校の自主研究発表会ということで、区内の先生のほかに、講師の所属する上智大学や岐阜聖徳大学の学生さんもかなり参加されておりました。イチー学習で各学年ともいきいきと勉強されておりました。

給食の後の眠い時期にもかかわらず、それぞれ活発に、皆さん、動いておりました。

授業を聞くだけですと、何となく眠くなってくるんですけれども、自分で自主的に動いていますから、非常にいきいきとやっておりました。ただ、ちょっとやっているのかなというように思った子供が1人だけおりました。

ここはタブレットも活用しているということで、色々、タブレットの充電をどうするかというあたりも見せていただきました。

2月13日は赤塚の諏訪神社の田遊びで、ささらという先頭に立って虫よけの竹を叩いて歩くお子さんがいるんですけれども、今年は非常に多くてよかったと思いますし、多分、体が大きいので中学生ではないかと思うお子さんも参加していたので、そういったお子さんが今後はまた大人になってからこういった伝統文化を継承していただければいいのではないかなと思っております。

2月14日は小学校PTAの研究大会で、ほとんどの役員さんが活動する上で

のメリットとして、子供たちの喜ぶ姿が見られるということを挙げておりましたけれども、それはやっぱりそうだと思います、やっぱりボランティアは、人のためにやるという部分もあるんですけれども、やっぱり相手の喜ぶ姿を見て、自分がそれを見て非常に安堵するというような部分がいいのではないかと考えております。

それから、2月15日は美術館で小学校の作品展を見てまいりまして、ステンドグラスではないんですけれども、ステンドグラスのような大変すばらしい作品で、どうもこれは先生がつくったのではないかと思うのですけれども、作品としてではなくて、大きいものが3つぐらいつくってあって、多分、それは先生方で作っていると思うのです。

70周年記念と書いてあったから、多分、志村四小あたりの作品ではないかなというように思いますけれども、非常にすばらしい作品で、普通の建物の中に置いてもいいなというぐらいの作品でした。

あと、子供の方は、作品につくった感想が書いてあるものがあって、それなんかは、読んでいくと子供たちの気持ちが分かって非常によかったかと思えます。

あと、教科書に載っていたとおりの作品をつくっているものもあるんですけれども、私の発想を超えるようなものをつくっているものがあって、非常に参考になりました。

私の方の報告は以上でございます。

ほかにあれば、どうぞ。

高野委員 私は学校支援地域本部がお手伝いをした様々な事業を見てまいりました。

1月28日が板四小での狂言の出前授業で、講師の方の依頼をしていただいたりということ、そのほか、2月13日の中台小のマラソン大会では、警備を町会の交通部に依頼するというようなコーディネートをしていただいたそうです。2月21日は、常盤台小では地域コーディネーターの方が4年生の英語の授業を担当していたり、また、2月21日、同じく志五小のマラソン大会では、炊き出しですとか、警備とかを担当していただいて、各校で地域コーディネーターの方が大変活躍されて、校長先生方も助かっているというお話でした。

あと、1月から2月にかけては、中学生の活躍が印象に残りました。

委員長の方からもお話がありましたが、1月31日の青少年表彰では、赤塚三中、桜川中、志村一中がボランティア活動で表彰されました。

また、1月16日と2月2日の生徒会交流会では、いじめ防止に向けた力強い宣言を生徒会の方たちにさせていただくことができました。

また、2月8日の東京駅伝では、女子が3位、男子が7位で、板橋区総合5位というすばらしい結果で、レース中、男子も女子も1位になっている場面が長く続いて、大変寒い日でしたが、応援に行っても本当に嬉しい大会でした。

あと、2月20日に小中連合学芸展覧会がありました。そこで、中学生G組の皆さんがああいう大きな舞台上で立派に司会をして、また、上三中がハンドベル、赤一中が沖縄エイサー、板一中が合唱、皆さん、一生懸命練習したことを立派に

発表していて、すばらしいなと思いました。

あとは、研究発表で私が印象に残りましたのは、1月27日の上四小と2月10日の板一小、それから、2月13日の中台中、この3校では、電子黒板とかタブレットを使って授業が行われておりました。

最初、なかなか先生方も使うのが難しいとおっしゃっていたそうですが、今では、先生も生徒も大変上手に使いこなしていて、来年度から電子黒板が各学校に入って、最初は戸惑うことがあっても、こうやって使いこなしていけるのかなと思って、大変よかったなと思って見ておりました。

あと、田遊びが2月11日、徳丸の北野神社、それから2月13日の赤塚諏訪神社、両方とも例年に増して、すごく今年は参加する方が多かった。

ことに徳丸の北野神社の方では、午前中から学習会をしていた関係もありましたので、大変多くの方に来ていただいて、田遊びについても、区民の皆様、また、区民以外の方たちにも認知されるようになって大変よかったなと思いました。

以上です。

委員長 ほかにありますでしょうか。

(なし)

委員長 では、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第7号については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方のご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第7号 区立幼稚園長の任命について

(指導室)

(非公開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 07分 閉会